安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 26 回

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第 26 回

2018年10月3日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・ 判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

【議題】

医療法人社団八千代会 いなぎ整形外科内科 様 (定期報告)

「多血小板血漿 (Platelet-rich plasma: PRP) を用いた整形外科疾患に対する組織修復」

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時:平成30年10月2日(火曜日)18:30~18:40

開催場所:東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

2 出席者

出 席 者:佐藤委員、高橋委員、角田委員、菅原委員、山下委員、奥田委員、中村委員

欠席者:内田委員、井上委員、栃原委員、坂口委員

申請者:寺尾友宏先生

申請施設からの参加者:無

陪席者:(事務局)坂口雄治、木下祐子、坂口千恵

- 3 技術専門員 寺尾友宏先生 医療法人 八千代会 (理事長)
- 4 配付資料

資料受領日時 平成30年8月29日

(本審査資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告書「審査項目:多血小板血漿 (Platelet-rich plasma: PRP) を用いた整形外科疾患に対する組織修復」(様式第3)
- ・定期報告フォーム

(事前配布資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告書「審査項目:多血小板血漿 (Platelet-rich plasma: PRP) を用いた整形外科疾患に対する組織修復」(様式第3)
- ・定期報告フォーム

(会議資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告書「審査項目:多血小板血漿 (Platelet-rich plasma: PRP) を用いた整形外科疾患に対する組織修復」(様式第3)
- ・定期報告フォーム

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成二十六年九月二十六日厚生労働 省令第百十号)第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

- 一 過半数の委員が出席していること。
- 二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。
- 三 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。
- イ 第四十四条第二号に掲げる者
- ロ 第四十四条第四号に掲げる者
- ハ 第四十四条第五号又は第六号に掲げる者
- ニ 第四十四条第八号に掲げる者
- ホ 技術専門委員(審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門的知識を有する者をい う。以下同じ。)(第四十四条第二号又は第三号に掲げる者が、審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾 患等に対する専門知識を有する場合には、当該者)
- 四 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関(当該医療機 関と密接な関係を有するものを含む。)と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- 五 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて 条件を満たしていることを各委員に宣言した。

第3 審議

事務局より再生医療等提供状況定期報告についての説明があった。

投与の結果、当該提供計画に起因する疾病および事故は発生していない。よって安全性に問題がないと判断する。

当該再生医療を受けた 65 名患者に対して、延べ 94 回の治療を行った。65 名のうち、54 名治療後経 過観察中。50 名に対しては JKOM と VAS の双方で改善が見られた患者は 40 名おり、患者 50 名の投与 前平均 VAS 値が 6.2 だったのに対し、投与後 1ヵ月の平均 VAS 値は 3.8 であった。また、VAS が 2 以上 改善した患者は 50 名中 32 名にて確認できたことから、当治療法は整形外科疾患に対する再生医療とし て妥当であると考える。科学的妥当性も問題ないと判断する。

審査の結果、報告内容が再生医療等の安全性の確保等に関する法律に適合しており、当該再生 医療提供計画の継続に問題はないと全員一致で認められた。

第4 審議結果

定期報告は適切である。

以上